

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会委員会規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会（以下「協議会」という）定款34条の規定に基づき委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (委員会)

第2条 委員会は、本協議会の運営並びに事業に関する専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

## (委 員)

第3条 各委員会に委員を置く。委員は会長が委嘱する。

## (委員長・副委員長の選任)

第4条 各委員会に委員長1名、副委員長1名を置く

2 委員長、副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し、委員会を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、目的が達成するまでとする。

## (会 議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の議長は委員長をもってあてる。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会の会議に会長が出席して意見を述べることができる。

## (連絡調整)

第7条 委員会の連絡提携をはかるため委員長会議をもつことができる。

2 委員長会議は本会の会長が招集し、その議長となる。

## (委任規定)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮り定める。

**(委 任)**

第9条 委員会の庶務は、本協議会事務局において処理する。

**附 則**

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。